

訪問介護 重要事項説明書

1、事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

要介護状態にある利用者に対し、地域の中で主体的に自分らしく生活できるよう、利用者の居宅において、必要な身体介護その他日常生活上の援助を提供することで、心身機能の維持を目的とします。

(2) 運営の方針

利用者の要介護状態等の維持、改善又は悪化の防止或いは要介護状態となることの予防に役立つよう、利用者ごとに「訪問介護計画」を作成し、その計画に沿って訪問介護サービスを提供すると共に、関係機関及び居宅介護支援事業者と連携を図り適切に運営します。

2、事業者の内容

(1) 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人ゆいの里
主たる事業所の所在地	飯田市龍江7159-1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 大原 泰一
電話番号	0265-27-4600

(2) 事業所の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションおひさま
事業の種類及び番号	訪問介護 平成18年10月1日指定 長野県第2070501263号
事業所所在地	飯田市川路3457-1
電話番号	0265-27-2208
通常の実施地域	飯田市内

(3) 事業所の従業員体制

従業員の種類	従事するサービス種類、業務	員数
管理者	業務の一元的な管理	1人(兼務)
サービス提供責任者	利用申込に係る調整、訪問介護計画の作成・変更及び利用者・家族への説明、訪問介護員への技術指導等サービス提供の管理	1人以上(専任) 2人目は兼務
訪問介護員等	訪問介護の提供	2.5人以上(兼務)
事務職員	経理、設備備品の管理に係る事務等庶務全般	1人(兼務)

3、営業日・営業時間等

営業日	月曜日 ~ 日曜日
営業時間	24時間可能な体制とする

4、提供するサービスの内容

重要事項説明書別紙のとおり

5、利用者負担金の請求及び納付の方法

(1) 負担金の請求

- ① 利用月分をまとめて、請求します。
- ② 「利用日」「利用料」等の内訳を添付します。

(2) 負担金の納付

納付する方法は、原則として「預金口座振替」でお願いしております。
ただし、特別のご都合により「現金払」又は「金融機関振込み」でも結構です。

6、サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者的心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 (管理者 伊坪陽子)

- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8、秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

- イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。
- ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9、緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11、身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12、心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとしします。

13、居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

(3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14、サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15、衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16、苦情申立・相談窓口

申立・相談窓口	「受付時間」「面接場所」「電話番号」
ヘルパーステーション おひさま	受付：営業日の午前8時30分から午後5時15分まで 面接：飯田市川路3457-1 社会福祉法人 ゆいの里 ヘルパーステーションおひさま 電話：0265-27-2208 FAX：0265-27-4657
社会福祉法人 ゆいの里	受付：営業日の午前8時30分から午後5時15分まで 面接：飯田市龍江7159-1 社会福祉法人 ゆいの里 電話：0265-27-4600 FAX：0265-27-4606
3	
飯田市役所長寿支援課 長寿支援係	受付：月曜日～金曜日（年末年始の12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで 面接：飯田市大久保町2534番地 電話：0265-22-4511
長野県国民健康保険 団体連合会 介護保険課苦情処理係	受付：月曜日～金曜日（年末年始の12月29日～1月3日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで 面接：長野市大字西長野字加茂北143-8 自治会館内 電話：026-238-1555

17、第三者評価実施の有無 無

年 月 日

当事業者は、あなた様に対し訪問介護サービスの提供を開始するにあたり、訪問介護利用契約書に記載する別紙 訪問介護重要事項説明書について説明しました。

指定通所介護事業者

主たる事務所の所在地 飯田市龍江7159-1

名称 社会福祉法人ゆいの里

代表者 理事長 大原 泰一

事業所

住所 飯田市川路3457-1

名称 ヘルパーステーションおひさま

管理者 伊坪 陽子

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ (印)

私は、指定訪問介護利用契約書に記載する別紙訪問介護重要事項説明書について説明を受け、同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

利用者の家族又は関係者（続柄等 _____）

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

介護保険給付対象サービスの内容及び利用料金

1、サービスの内容

「身体介護」 ・利用者の身体に直接接触して行う介助 ・その介助を行うために必要な準備・後始末 ・利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助	生活介護	食事介助、全身清拭、全身浴介助等
	身の回り介護	排泄介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等
	動作介護	体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助、就寝介助
「生活援助」 (身体介護以外の訪問介護)	掃除、洗濯、調理などの日常生活援助	

※以下の行為は「生活援助」に含まれませんのでご了承ください。

- (1) 商品の販売や農作物等生業の援助的な行為
- (2) 直接本人の援助に該当しない行為（利用者以外のものに関する洗濯・調理・買物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応対、自家用車の洗車・清掃等）
- (3) 日常生活の援助に該当しない行為
 - ① 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為（草むしり、花木の水やり、ペットの世話など）
 - ② 日常的に行われる火事の範囲を超える行為（家具・電気器具等の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓ガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理・ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月・節句のために特別な手間をかけて行う調理など）

※初回訪問時または初回訪問と同月内の訪問時にはサービス提供責任者自らが訪問介護を行うか、他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問を行います。

2、利用料金 ≪外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 訪問介護費≫

(1) 基本料金 (利用者の負担割合が1割の場合)

身体介護中心	15分未満	15分以上30分未満	30分以上 時間30分未満	1時間30分以上
	94円	189円	256円	548円 (30分を増すごとに+36)
生活援助中心	15分未満	15分以上 時間未満	1時間以上 時間15分未満	1時間15分以上
	48円	94円	214円	256円

(2) 加算料金等

- ① サービス提供体制強化加算 (I) 22円/日

3、利用料金 <<訪問介護費>>

(1) 基本料金 (利用者の負担割合が1割の場合)

	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上
身体介護中心	163円	244円	387円	567円 (30分を増すごとに+82)
生活援助中心		20分以上45分未満 179円	45分以上 220円	

(2) 加算料金等

① 初回加算 200円/月

(初回利用時又は初回利用と同月内にサービス提供責任者が訪問又は同行訪問した場合)

② 緊急時訪問介護加算 100円/月

(利用者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合)

③ 平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度内であれば介護保険の対象となります。

夜間(午後6時～午後10時)…25%

早朝(午前6時～午前8時)…25%

深夜(午後10時～午前6時)…50%

④-1 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100円/月

(サービス提供責任者が、医師・リハビリテーション専門職の助言に基づき、生活機能の向上を目的に入れた訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)

④-2 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

(サービス提供責任者、医師・リハビリテーション専門職それぞれが利用者宅を訪問して共同でカンファレンスを行い、利用者の生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成・変更して訪問介護を行った場合)

○ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 月の利用合計単位数の24.5%

介護保険給付対象外サービスの内容及び利用料金

介護保険給付の支給限度額を超えてのサービス利用 通常の実施地域外へ出向いての訪問介護	超過分は介護保険の給付がなく10割負担となります 実施地域外の交通費実費。 自動車を利用した場合は1kmあたり30円
訪問介護で行う通院介助の交通費	利用者・訪問介護員に要した交通費の実費